

# 令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

## 1 目的・趣旨

本市では、令和4年3月に「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を宣言し、2050年までに市域全体で計画的に温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための取組みを進めている。

実現にあたっては、まずは行政が率先して再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があることから、公共施設に対し太陽光発電設備等の導入を効率的かつ早期に推進すべく、本年度「沼津市公共施設等における太陽光発電設備等導入計画」を策定するための調査業務を実施する。

業務の実施にあたっては、太陽光発電設備等を設置する施設の構造的・建築的視点からの検討や設置した際の効果、運用の採算性など十分な経験、ノウハウ、及び高度な専門性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

## 2 契約の概要

- (1) 業務名 令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年12月26日まで
- (4) 契約金額 提案限度額 11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市生活環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内

担当 大島、松原

電話 055-934-4741 FAX 055-934-3045

E-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。（更生開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者ではないこと。
- (6) 平成25年度以降に、「公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務」に関する実績を有すること。
- (7) 2つ以上の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として上記(1)～(6)の条件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。
  - ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
  - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
  - ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

#### 5 選定スケジュール

No	内容	期間
1	参加要領等の公表	令和5年5月29日(月) ホームページに掲載
2	質問受付期間	令和5年6月2日(金) 17時までに電子メールで
3	質問回答	令和5年6月6日(火) 17時までにホームページに掲載
4	参加申込期間	令和5年6月13日(火) 17時必着
5	参加承認通知	令和5年6月15日(木) 12時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出期間	令和5年6月26日(月) 12時までに電子メールで
7	選考会（書類選考）	令和5年6月下旬予定

8	選定結果の通知	令和5年7月上旬予定
9	契約締結	令和5年7月中旬予定

※ 本プロポーザルの説明会は実施せず、書類選考にて行う。

※ 公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※ 上記のスケジュールは変更となる可能性がある。(変更後のスケジュールは沼津市ホームページで随時公開)

## 6 質問受付・回答

### (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

※質問書の提出時には必ず電話により着信確認を行うこと。

### (2) 回答方法

質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 7 プロポーザルへの参加申込

### (1) 提出方法

(2) の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④～⑦の提出を不要とし、共同事業者を結成した事業者は、⑨及び⑩を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

### (2) 提出書類

① 参加申込書 1部（様式1）

② 同種業務実績表 6部（様式2）

③ 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部（様式4）

⑤ 法人登記している場合は履歴事項全部証明書（写）1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）、個人事業主の場合は代表者身分証明書（写）1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）

⑥ 財務諸表 1部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

⑦ 納税証明書 各1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）

- ア) 沼津市法人市民税納税証明書 (最新の事業年度のもの)
- イ) 沼津市固定資産税納税証明書 (最新のもの)
- ウ) 国税納税証明書 (「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
  - ・ 法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
  - ・ 個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出
- ⑧ 想定スケジュール 6部 (様式自由)
- ⑨ 共同事業者協定書の写し 1部 (様式自由、参考書式あり)
- ⑩ 代表者への代表権委任状 1部 (様式自由)

## 8 プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出方法

(2) の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出 (郵送可) すること。

### (2) 提出書類

- ① 企画提案書提出届 1部 (様式5)
- ② 企画提案書 6部 (様式自由)
- ③ 工程表 (様式6)
- ④ 実施体制調書 (様式7)
- ⑤ 見積書 1部 (様式自由、押印不要)

### (3) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 企画提案書及び見積書については、全て会社名を入れないこと。
- ② A4判片面 10 ページ以内 (表紙・目次・中表紙を除く) で作成すること (A3判による折込みも可能とするが、A3判は2ページカウントとする)。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は 10 ポイント以上とする。
- ③ 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ④ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。

⑤ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

(4) その他、注意事項

見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

## 10 提案する内容

別紙「令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 公募仕様書」の「5業務内容」に示す部分について、提案を行うこと。

また、本業務の趣旨や関連する情報を十分に理解し、同種業務実績等を踏まえた提案者独自の検討方法等を提案されることを期待しており、期間内に全施設で導入可否の判断をするための調査手法・手順等について具体的に提案すること。

## 11 選考

(1) 選考方法

「7プロポーザルへの参加申込・9企画提案書等の提出」に示す提出書類の内容を基に、「令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。また、その構成員を「選定委員」という。）において評価項目に従い評価・採点し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。

ただし、合計点数の平均が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

## 12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

## 13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

## 15 契約締結後

- (1) 契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。
- (2) 契約者は、市との協議のもと、速やかに業務計画書等を作成し、市の承認を得ること。

## 16 提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提出書類は一切返却しない。

## 17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、全て沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) 1 団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した

団体がほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。

- (4) 書類の提出後において、原則として「7 プロポーザルへの参加申込・9 企画提案書等の提出」に示す提出書類に記載された内容の変更を認めない。

また、「9 企画提案書等の提出」に示す提出書類に記載した実施体制は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を再配置した上で委託者の了解を得なければならない。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 企画提案力	①設置施設・場所・負荷等の調査検討に有効性があり、効果的な手法として期待できるか	15	50
	②発電量・日照量等の調査検討に有効性があり、効果的な手法として期待できるか	15	
	③地域の経済・社会にもたらす効果、事業採算性の評価等の分析についてどのくらいの規模となるか想定し、そのうえで分析方法に具体性があり、効果的な手法として期待できるか	10	
	④導入方法やP P A事業成立の可能性を検討する方法が明確に示されているか	10	
(2) 業務遂行能力	⑤同種業務の実績は十分なものか	15	50
	⑥配置予定者の専門性は十分か	15	
	⑦・事業を円滑に進められるような体制であるか ・不測の事態にも対応できる体制であるか ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	10	
	⑧業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10	
		100/100	

○評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

(1) 「企画提案力」の点数が高い者を上位とする。

(2) (1) も同点の場合は、「業務遂行能力の⑦」の点数が高い者を上位とする。

(3) (2) も同点の場合は、選定委員から意見を聞き、選定委員会において順位を決定する。

○ただし、合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。